

京都くらしの安心・安全ネットワーク規約

(名 称)

第1条 本会は、京都くらしの安心・安全ネットワーク(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広域化、複雑化、悪質化する消費者問題に対処するため、京都府内の行政関係機関、消費者団体、福祉関係団体、事業者団体等によるネットワーク組織を結成し、相互の連携を図りながら、消費者被害の未然防止や早期発見、迅速な対応及び消費者教育を推進することにより、「地域安心力」を高め、安心・安全な消費生活及び公正かつ持続可能な社会の実現を図ることを目的とする。

2 本会は、京都府における消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者被害の現状や対処方法等の情報共有に関する活動
- (2) 消費者被害の未然防止に関する広報・啓発活動
- (3) 消費者被害の早期発見や迅速な対応を図るための連携強化に関する活動
- (4) 自立した消費者、消費者市民社会の主体となる消費者を育成するための消費者教育に関する活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

2 本会は、前項に掲げる活動における個別の課題について具体的に検討・協議を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

(会 員)

第4条 本会の会員は、京都府内を活動範囲とする行政関係機関、消費者団体、福祉関係団体、事業者団体等のうち、第2条に定める目的に賛同し、第3条に定める活動に参画できる団体とする。

2 前条第2項の部会の会員は、本会の会員のうち、部会の目的に賛同し、活動内容に参画できる団体とする。

3 本会は、第3条に定める活動を行うにあたり、必要に応じて会員以外の関係機関・団体等の参画及び傍聴を認めることができる。

(入 会)

第5条 本会に入会しようとする団体は、別記1による参加申込書を消費生活安全センター長に提出するものとする。

(退 会)

第6条 本会を退会しようとする団体は、別記2による退会届を消費生活安全センター長に提出するものとする。

(会費等)

第7条 本会の会費は無料とする。ただし、本会の活動に参画するために必要な経費は会員の負担とする。

(秘密保持義務)

第8条 本会の会員は、法第11条の5の規定に基づき、本会の活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、退会した後も同様とする。

2 第4条第3項により参画又は傍聴した会員以外の関係機関・団体等は、本会の活動

において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、消費生活安全センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成18年5月12日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年7月2日から施行する。

この規約は、平成29年7月10日から施行する。

この規約は、令和7年8月5日から施行する。